

令和4年第10回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年10月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第10回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員17名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和 (欠席)	14番 坂田 稔	15番 永井 健一 (欠席)
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員3名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子 (欠席)
35番 高良 悟		

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出 (売渡) について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画 (特例事業関係) について
- ・議案第 6号 空き家に付属した農地の指定について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松 田 勝 久
係 長	松 尾 康 年
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

なし

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第10回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は13番中嶋委員、15番永井委員、34番平田代表推進委員よ
り欠席の届出があつていただきますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）3名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に11番鳥巢委員、14番坂田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

3ページまで14件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から14番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を
求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) 報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件につ
いては、議案書記載のとおりです。届出人が所有する隣接農地との高低差を減らし、農作業
効率を高めるものです。なお、土砂182㎡を使用し、20cmの地上げを行うものです。
施工期間は10月10日から10月31日まで、作付け予定作物は水稻です。排水について
は地下浸透及び自然流下です。水利関係は地元の承諾を得てあります。

以上、報告いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農地移動適正化あつせん申し出(売渡)

について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

審議番号1番から4番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、議案第1号は可決されました。

6ページをお開きください。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局。

(川波) 朗読をもって説明。8ページまで9件ございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議長

17番手嶋委員。

- 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は新規就農、譲渡人は農地の管理が困難なため。なお、新規就農ということなので、9月30日に三役と事務局で面談を行い、就農の意思確認をしています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 譲受人は経営面積がゼロですが、新規就農されるということですか。
17番挙手
- 議長 17番手嶋委員。
17番 (手嶋委員) 新規就農です。
9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 小さい農地がたくさんありますが、点在、近接どちらでしょうか。
17番挙手
- 議長 17番手嶋委員。
17番 (手嶋委員) 山間地に近接しています。
9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) わかりました。
議長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議長 9番窪山委員。
9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。
6番挙手
- 議長 6番小島委員。
6番 (小島委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人

は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次の審議番号4番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番挙手

議長 8番吉松委員。
8番 (吉松委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は農産物増産のため、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。
8番挙手

議長 8番吉松委員。
8番 (吉松委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議 長

3番井上委員。

3番

(井上委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。4番末石委員。

4番挙手

議 長

4番末石委員。

4番

(末石委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議 長

16番畑委員。

16番

(畑委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時30分まで休憩します。

14時20分休憩

14時42分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、自宅進入路の整備。転用の理由は隣接する自宅への進入路として整備するもの。参考事項といたしまして、既存宅地989.67㎡です。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)

審議番号1番について、質問や意見はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

10ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。11ページまで6件ございます。
ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員。
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟79.49㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長

5番武井委員。

5番

(武井委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は店舗、コンビニエンスストアの建設、理由は、国道322号線の交通量が増え、立地も良いため店舗を出店するもの。参考事項といたしまして、店舗199.53㎡、駐車場35台。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、休憩所。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議 長

14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は駐車場進入路の設置、理由は、露天駐車場への進入路として整備するもの。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、鉄道の駅「西鉄馬田駅」から500m以内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

- 14番挙手
- 議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、事業拡大により従業員及び社用駐車場が不足しているため整備するもの。参考事項といたしまして駐車場台数は18台です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号4番について、質問や意見はありますか。
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次の審議番号5番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員
19番挙手。
- 議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自動車整備工場の建設、理由は、事業拡大により工場が手狭となったことから、新たに工場を建設するもの。参考事項といたしまして工場252.00㎡、一体開発する宅地684㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、一体開発。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。
12番挙手。
- 議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員) 自動車整備工場を建設されますが、トイレはないのでしょうか。
19番挙手
- 議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 自宅からの距離が30m程度ですので、今のところ工場の建設のみということ
です。将来的にはトイレの設置をされるかもしれません。
12番挙手
- 議 長 12番田中委員。
12番 (田中委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありますか。
議 長 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長

18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は、現在、実家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟78.59㎡、カーポート30.00㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。

雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号6番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

12ページをお開きください。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(岩切) 審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。

13ページをお開きください。次に、議案第6号「空き家に付属した農地の指定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地の状況は写真とビデオでご覧いただいたとおりです。空き家の隣に農地が4筆隣接しています。空き家のすぐ隣に農地が位置することから「空き家取得者」が耕作、管理しやすいものと思われます。また、本件につきましては、空き家のみ売却され農地が残った場合、所

有者が市外在住のため管理が行き届かず、遊休地化することが予測されます。よって、宅地と農地が一体として売却された方が、今後の農地管理等を考慮すると適当と思われます。なお、「空き家に付属した農地」として指定を受けた場合、空き家及び農地の取得者が農地法3条による取得申請として、面談等行いまして、農業をできるか、できないかの判断をすることになります。以上を踏まえまして、指定・不指定についてご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

議 長 現在、この農地は誰が管理してありますか。トラクターで耕耘してありますが、事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 把握できておりません。

議 長 わかりました。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 農業未経験の方が、空き家を購入すれば農地も同時購入という事でしょうか。事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 今回、指定をいただければ、後々、空き家と農地を取得したいという方に対しまして、全く就農等されていない場合、新規就農面談等を行った後、3条申請が行われるという流れとなります。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) わかりました。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) この場合、農地購入者が農業をできるかどうかの判断はどのようにされますか。

議 長 三役と農地の所属する地元の農業委員と推進委員及び事務局で面談を行い、判断します。

今は、空き家に付属した農地として指定をするかしないかの審議を行っているところです。

9番挙手

議 長 9番窪山委員。

9番 (窪山委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番について承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:08)